令和２年度

定期監査結果報告書

西脇市監査委員

西監報第５号
令和３年５月31日

西脇市議会議長
西脇市長
西脇市教育委員会
西脇市選挙管理委員会　様
西脇市公平委員会
西脇市農業委員会

西脇市監査委員　髙瀬英夫
同　村岡栄紀

令和２年度定期監査結果報告書の提出について

地方自治法第199条第４項の規定に基づき執行したみだしの監査の結果について、同条第９項の規定により報告書を提出します。

目　　次

1　監査の対象 ――――――――――――――――――――1

2　監査の期間 ――――――――――――――――――――1

3　監査の期日（監査委員が監査を行った日）――――1

4　主たる監査項目 ――――――――――――――――――2

5　監査の要領 ――――――――――――――――――――2

6　監査の着眼点 ――――――――――――――――――――2

7　監査の結果及び意見（総括）――――――――――――――――2
各課共通の留意事項 ――――――――3
各課の業務の概要・監査の結果及び意見
都市経営部 ――――――――――――3
総務部 ――――――――――――――8
福祉部 ――――――――――――――11
くらし安心部 ――――――――――13
産業活力再生部 ――――――――――18
建設水道部 ――――――――――――21
西脇病院 ――――――――――――――28
教育委員会 ――――――――――――30
会計課 ――――――――――――――39
議会事務局 ――――――――――――40
農業委員会事務局 ――――――――41
選挙管理委員会事務局 ――――――41
監査・公平委員会事務局 ――――42

定期監査

1　監査の対象

都市経営部　新庁舎建設室、次世代創生課、茜が丘複合施設、財政課、まちづくり課

総務部　秘書広報課、総務課、税務課

福祉部　社会福祉課、長寿福祉課、こども福祉課

くらし安心部　健幸都市推進室、戸籍住民課、保険医療課、健康課、環境課、防災安全課

産業活力再生部　農林振興課、農村整備課、商工観光課

建設水道部　建設総務課、経営管理課、施設管理課、工務課、都市計画課、建築住宅課

西脇病院　管理課、医事課、老人保健施設

教育委員会　教育総務課、学校給食センター、学校教育課、青少年センター、幼保連携課、人権教育課、生涯学習課、スポーツ振興室、中央公民館、生活文化総合センター、図書館

会計管理者　会計課、統括検査官

議会事務局

農業委員会事務局

選挙管理委員会事務局、監査・公平委員会事務局

2　監査の期間　令和２年10月１日から令和３年３月19日まで

3　監査の期日（監査委員が監査を行った日）

12月14日　教育委員会（教育総務課、学校給食センター、学校教育課、青少年センター）

12月23日　教育委員会（幼保連携課、人権教育課、生涯学習課、スポーツ振興室、中央公民館、生活文化総合センター、図書館）

選挙管理委員会事務局、監査・公平委員会事務局

12月25日　総務部、都市経営部

２月22日　議会事務局、農業委員会事務局、産業活力再生部、建設水道部（一般会計）

２月24日　福祉部、くらし安心部

３月19日　建設水道部（企業会計）、西脇病院、会計課、統括検査官

4　主たる監査項目（各課共通項目）

⑴　担当別業務及び人員配置状況

⑵　歳入歳出予算の執行状況

⑶　主要契約の執行状況

⑷　補助金・交付金及び負担金の交付状況

⑸　使用料・手数料の収納状況

⑹　懸案事項又は問題事項

5　監査の要領

本年度の監査の実施に当たっては、引き続き全課を対象とし、主たる監査項目に係る関係資料及び関係書類・台帳等の提出を求め、各所属長等から監査時点までの所管事務事業等の説明を受け、質疑応答の方法で実施した。

また、本年度から実施予定であった、リスクを識別した監査の実施については、「財務に関するリスク評価シート」の提出を求め、決算審査又は来年度以降の定期監査においてリスクの高い項目について監査することとした。

6　監査の着眼点

⑴　年度当初に提出された各課の「懸案事項又は問題事項」について、その後の対応及び進捗状況の説明を求めた。また、定期監査時において、新たな「懸案事項又は問題事項」がある部署については同様に説明を求めた。

⑵　業務委託、工事請負等の入札及び契約について、部門ごとに抽出し、その関係書類の提示を求め執行内容の確認を行った。

⑶　財務処理における公費の支払遅延の有無及び予算流用などの適正化について確認を行った。

7　監査の結果及び意見（総括）

あらかじめ提出を求めた所定の監査調書に基づき、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について監査した結果、組織・機構の一部変更により、事務事業の所管替えも生じているが、各部門とも監査した限りにおいておおむね良好に処理されており、適正な予算執行がされていると認められた。

しかしながら、財務会計処理の一部において軽微な誤りが見受けられたが、改善措置を講じるまでもなく、それぞれの監査の中で注意を促したところである。

監査の概要は後述するとおりであるが、令和２年度は、新型コロナウイルス感染症拡大により、事務事業の執行に大きな影響が出て

いる部署があるものの、職員が一丸となって全力で取り組まれているところである。時間外勤務については、新型コロナウイルス感染症拡大による、事業の縮小、中止等により全体的には減少しているが、感染対策に係る部署においては増加している。また、年次休暇については、業務量の増加等により取得が少ない部署が見受けられた。今後も引き続き、一部の部署に業務の偏りのないよう、職員の心身の健康面を考慮し、事務執行の効率化と市民生活の更なる向上のため、計画的な事業推進を図るとともに、財政の健全化と効率的な行財政運営に尽力されたい。

なお、各課共通の留意事項及び各課の業務の概要並びに監査の結果は、次のとおりである。

≪各課共通の留意事項≫

1　各課の「懸案事項又は問題事項」について

「懸案事項又は問題事項」については、組織の改善も含め課員全員が問題意識を共有し、解決に向け鋭意取り組まれたい。

2　未収金の収納事務について

市税をはじめとする各種未収金の収納事務については、厳しい経済情勢の中で、様々な要因によりその回収に大変苦慮されていることは十分理解するところであるが、自主財源の確保と負担の公平性の原則に基づき、目的意識を持ってより一層努められたい。

≪各課の業務の概要・監査の結果及び意見≫

＜都市経営部＞

（新庁舎建設室）

1　業務の概要

新庁舎建設室は、新庁舎等の整備等に関する事務を担当している。

2　監査の結果及び意見

所管の事務事業のうち、土地建物貸付収入、庁舎等整備事業などの執行内容についてみたところ、監査した限りにおいて適正に執行されていると認められた。

懸案事項又は問題事項については、工事進捗管理、事業の具体化と庁舎移転について、進捗状況等の報告を受けた。

⑴　庁舎等整備事業における庁舎等解体工事実施設計業務委託料について確認したところ、本庁舎、第２庁舎、市民会館、健康づくりセンター、生涯学習まちづくりセンター、車庫・倉庫、旧農業

改良普及センターなど、庁舎建物６棟及び附属建物19棟の、解体工事に係る工事仮設計画の立案、仮設工事費、建物・基礎撤去費、廃棄物処分費、解体後の整地費を実施設計するものであるとの説明を受けた。なお、入札・契約に関する書類の提示を求めたところ、適正に事務処理が行われていたことを確認した。

⑵　懸案事項である、工事進捗管理については、令和元年９月４日に起工式を、令和２年５月20日には立柱式を行い、ほぼ予定どおりに進捗している。11月末現在の工事の進捗状況は、約65パーセントであるがコンクリートの打設もほぼ完了し内装工事、設備工事にも取り掛かり、監査時点では約75パーセント程度まで進捗している。また、市民交流施設の敷地外駐車場についても、地権者の皆様に御協力をいただき、約 170台分の用地を確保できた。令和２年度中の完成を目指し、整備工事を進めているとの報告を受けた。令和２年度中の完成に向け、施工・監理には事故なく、万全を期されたい。なお、令和３年１月20日には、新庁舎建設工事現場において説明を受け、進捗状況等を確認したところである。

（次世代創生課）

１　業務の概要

次世代創生課は、総合計画、移住・定住促進、行財政改革、ふるさと納税、茜が丘宅地分譲等に関する事務を担当している。

２　監査の結果及び意見

所管の事務事業のうち、寄附金、比延駅駐輪場整備事業、ふるさと寄附促進事業、公共交通対策事業、高校生地域活動支援事業、茜が丘宅地供給事業などの執行内容についてみたところ、監査した限りにおいて適正に執行されていると認められた。

懸案事項又は問題事項については、ふるさと寄附促進事業、地域公共交通網の再編について、進捗状況等の報告を受けた。

⑴　寄附金に係るふるさと西脇「日本のへそ」基金寄附金の収納状況について確認したところ、令和２年11月末では約２億 9,300万円と好調に推移しており、12月に入ってからも寄附が増加し、監査時点で約４億 6,000万円と過去最高額を更新した。増加の要因としては、返礼品の数を令和元年度末の約 260種類から、現在は約 660種類と約 2.5倍に増やしたことが大きかったと考えられる。令和２年度は、新型コロナウイルス感染症拡大により、播州織業界への影響が大きかったことから、ふるさと納税を販路拡大に活用していただこうと夏前頃から各事業者への訪問、業界の会合などあらゆる機会を通じて、ふるさと納税の活用を働きかけ、返礼品の増加に努めたとの説明を受けた。引き続き西脇市のＰＲと財

源確保に努められたい。

⑵　懸案事項である、地域公共交通網の再編については、市庁舎の移転に併せた令和３年４月の、デマンド型交通運行、コミュニティバス再編及び市内均一料金の導入に向け、国、警察、関係事業者等と調整を重ねながら運行開始の準備を進めており、11月25日には、地域公共交通会議において運行計画等について最終合意を得た。今後は、国へ運行に係る手続を進めるとともに、デマンド型交通については利用者の事前登録が必要なことから、12月から市内８地区の区長会への説明を開始し、１月の広報では特集を組むなど住民周知を進め、事前登録の受付を開始する。また、利用者のほとんどが車を利用できない高齢者であると想定しており、要望に応じて地域の公民館等に出向き出張受付を行うなど、きめ細かな対応を心掛けるとの報告を受けた。事前登録、運行開始に向け、十分な住民周知ときめ細かな対応に努められたい。

（茜が丘複合施設）

１　業務の概要

茜が丘複合施設は、茜が丘複合施設の管理運営、男女共同参画の推進、こどもプラザの運営等に関する事務を担当している。

２　監査の結果及び意見

所管の事務事業のうち、総務費雑入、茜が丘複合施設運営事業、男女共同参画推進事業などの執行内容についてみたところ、監査した限りにおいて適正に執行されていると認められた。

懸案事項又は問題事項については、茜が丘複合施設の利用促進、第３次西脇市男女共同参画基本プランの策定、子育て支援の充実について、進捗状況等の報告を受けた。

⑴　茜が丘複合施設運営事業における修繕料の執行予定について確認したところ、屋外遊歩道の舗装修繕料として計上していたが、実施に向け、建設水道部に相談したところ、市職員の技術研修を兼ね修繕を行うとの申出があり、不要となったレンガの再利用や芝生を敷くなど、手作業による補修となった。これにより、舗装修繕料の支出を抑えることはできたが、施設は開館から５年が経過しており、メンテナンスが必要な設備箇所は年々増加しているとの説明を受けた。今後も、適切な維持管理を行い、利用者にとって安全で安心な施設となるよう努められたい。

⑵　懸案事項である、茜が丘複合施設の利用促進については、開館後５年が経過し、利用状況が安定してきたことに加え、新型コロナウイルス感染症の影響により利用者数が減少した。多くの方に施設利用をいただくには、市民・利用者ニーズに沿った新たな事

業展開が必要である。現在、来館者にマスク着用、手指消毒のお願い、定期的な換気と施設の消毒等感染防止対策を講じながら、コロナ禍でも楽しめるイベントとして、天体観測（屋外）、演奏会（歌なし）、らくがき（屋外）など、新たな企画を実施するなど、利用促進に努めている。今後も、複合施設の特性を生かして、図書館、こどもプラザ、男女共同参画センター、コミセンで連携・協力し、感染防止対策を講じた上で実施できる事業を企画するなど、施設全体で利用促進を図っていきたいとの報告を受けた。引き続き魅力的な事業実施により、多くの方々に利用してもらえるよう努められたい。

（財政課）

1　業務の概要

財政課は、市議会の議案及びその他議会、予算の編成及び執行管理、市有財産の取得及び処分等に関する事務を担当している。

2　監査の結果及び意見

所管の事務事業のうち、法人事業税交付金、総務使用料、一般寄附金、自動車取得税交付金、財務会計システム事業、庁舎等整備事業などの執行内容についてみたところ、監査した限りにおいて適正に執行されていると認められた。

懸案事項又は問題事項については、公共工事の施工の時期の平準化に向けた取組について、進捗状況等の報告を受けた。

⑴　庁舎等整備事業における新庁舎・市民交流施設電話交換機設置等委託料について確認したところ、新庁舎・市民交流施設の建設に伴う電話設備の新設及び附帯する関連事業であり、主に電話配線の敷設、交換機・中継台及び電話周辺機器の設置並びに運用に必要なソフトの登録及び試験調整を行うものであるとの説明を受けた。

⑵　懸案事項である、公共工事の施工の時期の平準化に向けた取組については、公共工事は、予算単年度主義に基づき、年度ごとの予算により執行していることから、年度当初の工事量が少なく年度半ばから後半の工事量が多くなる傾向にあり、公共工事従事者の処遇に悪影響が出る可能性が懸念される。年間を通じた工事量の安定・平準化が必要であり、関係部署と対応を協議した結果、債務負担行為を活用して複数年度にまたがる契約を行うことにより、年度当初の閑散期である４月から６月までの工事件数を増やすこととした。また、当該取組方針については、市議会に報告し了承を得るとともに、建設業協会に通知したとの報告を受けた。引き続き公共工事の施工時期の平準化に努められたい。

（まちづくり課）

1　業務の概要

まちづくり課は、参画と協働のまちづくり推進、地区まちづくり実践補助事業、自治基本条例推進本部、人権施策の推進等に関する事務を担当している。

2　監査の結果及び意見

所管の事務事業のうち、一般コミュニティ助成事業、まちづくり推進事業、住宅資金貸付金、各隣保館維持管理運営事業などの執行内容についてみたところ、監査した限りにおいて適正に執行されていると認められた。

懸案事項又は問題事項については、自治基本条例の適正な運用と推進、地域自治協議会の推進、中心市街地活性化事業の推進、住宅資金貸付金未収金の回収、人権に関する指針の検討について、今後の隣保館の在り方及び運営について、進捗状況等の報告を受けた。

⑴　まちづくり推進事業における市民提案型まちづくり事業補助金について確認したところ、ボランティア団体やＮＰＯ法人等の市民活動団体が自主的、自発的に行う「まちの魅力を高める又は社会的課題を解決する公益的な事業」に対し、市が補助金を交付する事業で令和２年12月現在では、３団体に交付しているとの説明を受けた。

⑵　懸案事項における、地域自治協議会の推進については、市内８地区中、津万、比延、黒田庄地区においては、地域自治協議会が設立され、地域課題の解決や地域コミュニティの活性化に取り組んでいただいている。芳田地区においては、地域自治協議会設立準備会を立ち上げ、準備を進められており、必要な支援を積極的に行っていく。また、野村地区においても令和元年度の「野村地区第２期まちづくり計画」の策定を契機に、地域自治協議会の設立に向けた学習会を地域が主体となって行っており、助言や提案など必要な支援を行っている。その他の地区においても、地域自治協議会について理解を深めていただくため、ハンドブックやパンフレット、手引書等を作成し、地域自治協議会設立へ向け啓発に努めるとの報告を受けた。多くの地域において、地域自治協議会が設立されるよう、鋭意取り組まれたい。

⑶　各隣保館維持管理運営事業における隣保館管理委託料について確認したところ、平日の午後５時45分以降と土曜日の午前10時からその日の行事終了（原則午後10時）までの隣保館の管理業務を委託しているもので、大野隣保館、上野会館については、地元区長に、芳田の里ふれあい館、黒田庄隣保館については、館の利用申込みがあった際の利用時間帯のみ、西脇多可シルバー人材セン

ターに委託しているとの説明を受けた。

⑷　懸案事項における、人権に関する指針の検討については、平成13年に「西脇市人権教育及び啓発に関する総合推進指針」が策定されて以降19年が経過し、その間、人権をめぐる国内外や市の動向を踏まえた内容の更新、新たな人権課題の追加等が必要となっており、各種人権課題に取り組んでいる関係部署と連携をとりながら、現状及び課題の把握、今後の施策の推進方向について調整を行うなど、令和２年度中の新たな総合推進指針の素案作成に取り組んでいる。今後は、有識者や関係者などで構成する審議会を設置し、内容について協議、精査を行い、令和３年度中の改定に向け作業を進めるとの報告を受けた。人権教育は大変重要なことであり、本市にあった指針に改定されるよう、鋭意取り組まれたい。

＜総務部＞

（秘書広報課）

１　業務の概要

秘書広報課は、秘書、市長会及び副市長会、広報・広聴活動、情報戦略に係る調査研究及び実施等に関する事務を担当している。

２　監査の結果及び意見

所管の事務事業のうち、秘書課一般事務経費、情報化推進事業、市職員在宅勤務環境整備事業などの執行内容についてみたところ、監査した限りにおいて適正に執行されていると認められた。

懸案事項又は問題事項については、ＲＰＡの研究及び活用促進について、進捗状況等の報告を受けた。

⑴　市職員在宅勤務環境整備事業について確認したところ、新型コロナウイルス感染症拡大の予防策として在宅勤務が推奨されているが、市の情報セキュリティ対策として「内部情報のネットワーク」が、インターネットと分離した環境になっていることから、民間事業者が対応しているようなインターネット回線を活用した在宅勤務の環境整備は難しい状況にあり、庁舎外から庁内ネットワークに接続し、テレワーク（在宅勤務、サテライトオフィス、モバイルワーク）できるようにするため、新たなセキュリティツールの導入やタブレットパソコンの購入、モバイルルータを用いた閉域網の環境整備を行うものであるとの説明を受けた。

⑵　懸案事項である、ＲＰＡの研究及び活用促進については、労働力人口の減少や、働き方改革の対策手段として、仕事をソフトウェアロボットに代行させて業務を自動化し、業務品質向上を図ることを目的に行うもので、令和元年度の実証実験の際に、総務課

向けに作成した財務会計の支払処理を、汎用的に活用できるように組み換え、次世代創生課や財政課、秘書広報課でも運用を開始するなど、ＲＰＡの横展開を行っている。また、税務課や保険医療課などの業務のＲＰＡ化に向けて、ヒアリングを行い、新たなＲＰＡを開発している。今後は、各課においてＲＰＡ化を希望する業務の洗い出し、そしてヒアリングを行い、全庁的にＲＰＡが展開できるよう取り組んでいくとの報告を受けた。今後も事業の効率化に向け鋭意努力されたい。

（総務課）

1　業務の概要

総務課は、人事行政の総合企画、条例規則等関係規程の整備、給与の計算、文書審査及び各種統計調査等に関する事務を担当している。

2　監査の結果及び意見

所管の事務事業のうち、一般寄附金、総務費雑入、職員メンタルヘルス対策事業、印刷製本事業、郵便関係事業、特別定額給付金事業などの執行内容についてみたところ、監査した限りにおいて適正に執行されていると認められた。

懸案事項又は問題事項については、戦略的、総合的人事制度の確立、令和２年国勢調査の円滑な実施について、進捗状況等の報告を受けた。

⑴　特別定額給付金事業について確認したところ、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の一環として、市民１人に10万円給付するものであり、給付状況については、対象17,248世帯40,085人に対し、17,202世帯40,038人に給付を完了した。また、辞退が７世帯７人、宛先不明が18世帯18人、未申請が21世帯22人となっている。未申請世帯等への周知、申請奨励については、文書、防災行政無線及び市広報・ホームページにより実施したとの説明を受けた。

⑵　問題事項である、戦略的、総合的人事制度の確立については、各部からの配属要求人数が実職員数より多く、職員数が不足しており、新たな行政課題の対応や人材育成の観点からも、早期に増員を行い、高度化・多様化する行政需要に適正に対応する必要がある。令和２年７月１日付けで一般事務職４人を採用し、令和３年４月１付けで新卒５人、建築職２人、社会人経験者２人、計９人を採用予定である。今後も、社会情勢の変化に伴う行政課題に適正に対応するための人員確保を行うとともに、事務事業等の見直しによる職員数削減の検討を行い、本市の担うべき事務事業に

要する適正な職員数を確保するとの報告を受けた。引き続き適正な人員配置に鋭意取り組まれたい。

（税務課）

1　業務の概要

税務課は、課税担当、収税対策担当で構成されており、市税の賦課徴収の全般にわたる事務を担当している。

2　監査の結果及び意見

所管の事務事業のうち、市税の状況、総務費雑入、臨時運行許可事業、固定資産課税資料電子化事業、一般被保険者保険税還付金などの執行内容についてみたところ、監査した限りにおいて適正に執行されていると認められた。

懸案事項又は問題事項については、電子納税の推進、適正な課税客体の把握、固定資産税課税客体の正確な把握及び適正な評価、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策による税制上の措置、収納率の向上、新型コロナウイルス感染症関連の徴収猶予の特例の適切な対応について、進捗状況等の報告を受けた。

⑴　監査実施時点における市税の収納状況をみると、９月末現在の市税の調定総額 4,754,093千円に対し、 2,700,434千円で収納率は56.8パーセントで前年比 0.6ポイントの増となっている。また、国民健康保険税は９月末現在の調定総額 1,047,864千円に対し、収納済額は 241,048千円で収納率は23.0パーセントで前年比 2.8ポイントの増となっている。

⑵　固定資産課税資料電子化事業における委託料について確認したところ、現在、課税事務に必要な家屋評価図面や家屋評価資料は、紙ベースで保管している。これらの課税資料は経年劣化が激しく、また、保管スペースも大きいため、新庁舎への移転を機に、画像データ化及びシステム管理するためのものであるとの説明を受けた。なお、入札及び契約に関する書類の提示を求めたところ、適正に事務処理が行われていたことを確認した。

⑶　問題事項である、電子納税の推進については、法人市民税と住民税特別徴収分において、通常の口座振替ができなかったため、納税者にとって不便であったが、令和元年10月から地方税共通納税システムを通じて、電子納税が可能となった。電子納税を推進するため、法人や個人事業主へ、啓発チラシの送付、市広報やホームページ、窓口での勧奨を行った結果、令和元年度末での利用率 1.5パーセントから、令和２年９月末での利用率は 3.3パーセントまで伸びた。引き続き、啓発チラシの送付、市広報やホームページ、窓口での勧奨を行い、利用率向上に努めるとの報告を受

けた。納税者の利便性の向上及び納税率向上の向け、鋭意取り組まれたい。

＜福祉部＞

（社会福祉課）

1　業務の概要

社会福祉課は、部内の管理調整、民生児童委員協議会活動、生活保護法、障害者計画、障害福祉計画等に関する事務を担当している。

2　監査の結果及び意見

所管の事務事業のうち、生活困窮者自立支援事業、社会福祉課事業、障害者地域生活支援事業、障害者福祉計画策定事業、福祉センター維持管理運営事業などの執行内容についてみたところ、監査した限りにおいて適正に執行されていると認められた。

懸案事項又は問題事項については、地域福祉計画の推進、保護の適正実施、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う相談支援の充実、障害者基本計画・第５期障害福祉計画の推進及び第６期障害福祉計画・第２期障害児福祉計画の策定、障害者基幹相談支援センターの設置について、進捗状況等の報告を受けた。

⑴　生活困窮者自立支援事業における住居確保給付金について確認したところ、収入減少により離職や廃業に至っていないが、住居を失うおそれが生じている方に対して、一定の支給要件を満たした場合に家賃の全部又は一部を給付する制度であり、市から家主に支給することとなっている。11月末で16世帯に支給しており、定期監査時では、19世帯に支給しているとの報告を受けた。

⑵　懸案事項である、障害者基幹相談支援センターの設置については、主な業務内容として、相談支援事業（一般、総合的・専門的相談支援）、地域の相談支援体制強化、地域移行・地域定着の促進、権利擁護、虐待防止に係る普及啓発などとして西脇市障害者地域支援協議会の後方支援・部会運営、障害に対する理解促進を図るための普及啓発、災害時支援、交流の場及び機会の確保等である。設置場所は令和３年５月から新庁舎健康福祉連携施設内１階を予定としているが、移転までの間は受託事業者の指定相談支援事業所で開設となっている。今後は、センター開設に向けて準備を進めるとともに、市民への周知に努めていく予定であるとの報告を受けた。相談内容も複雑化する中で、相談者にとって安心して相談ができる場所であることを期待する。

（長寿福祉課）

1　業務の概要

長寿福祉課は、高齢者福祉対策の総合企画、介護保険事業計画、介護保険事業の運営、介護保険サービス基盤の整備促進、地域包括支援センター等に関する事務を担当している。

2　監査の結果及び意見

所管の事務事業のうち、一般会計では高齢者福祉計画及び第８期介護保険事業計画策定事業、新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業、介護保険特別会計では、介護保険料、高齢者在宅介護支援事業、認知症総合支援事業、西脇健康ポイント制度事業などの執行内容についてみたところ、監査した限りにおいて適正に執行されていると認められた。

懸案事項又は問題事項については、介護保険料の収納率向上、地域密着型サービスの整備の推進、高齢者福祉タクシー事業の見直し、第８期高齢者安心プラン（高齢者福祉計画・介護保険事業計画）の策定、にしわき南地域包括支援センターの移転について、進捗状況等の報告を受けた。

⑴　介護保険料の過年度分普通徴収保険料の11月末現在の収入未済額について確認したところ、令和元年度同時期に比べ減少している。令和２年度は例年実施されている夜間徴収が、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止とし、電話による納付勧奨を実施された。滞納者の大半が年金以外に収入のない生活困窮者で、納付指導を行っても非常に厳しい状況が続いているとの説明を受けた。引き続き、根気よく納付指導に努められたい。

⑵　懸案事項である、高齢者福祉タクシー事業の見直しについては、令和３年４月から実施予定のデマンド型交通の整備に伴い、事業の見直しを行い、現在の80歳以上の高齢者（所得要件あり）としている要件を、デマンド型交通の利用が困難な方を対象とした制度に移行、利用券の交付枚数及び利用枚数を拡充し、令和３年８月からの実施を予定している。また、デマンド型交通の開始が令和３年４月からの予定であるため、それに合わせて市民やケアマネジャー、契約タクシー会社等への周知・説明を始めていく予定にしている。なお、現行制度が令和３年７月末までであることから、市広報への掲載は令和３年６月頃を予定しているとの報告を受けた。対象者の多くの方々が利用できるよう、十分な周知、利用促進に努められたい。

（こども福祉課）

1　業務の概要

こども福祉課は、こどもの笑顔をはぐくむ条例、茜が丘複合施設との連携・調整、ファミリー・サポート・センター事業、児童手当

等に関する事務を担当している。

2　監査の結果及び意見

所管の事務事業のうち、一般寄付金、民生費雑入、こども福祉課事務事業、ファミリー・サポート・センター事業、母子・父子家庭自立支援事業などの執行内容についてみたところ、監査した限りにおいておおむね適正に執行されているが、一部の事務処理での軽微な誤りが見受けられた。今後は十分確認され適正な処理に留意されたい。

懸案事項又は問題事項については、子育て世帯に係る新型コロナウイルス感染症緊急対策について、進捗状況等の報告を受けた。

⑴　ファミリー・サポート・センター事業における委託料について確認したところ、西脇・多可シルバー人材センターに委託したものであり、病気や出産等家庭の事情により、一時的に育児ができない保護者に代わり、子どもを世話したりする事業である。時間単位で契約してあり、市内在住の１歳から小学６年生までの子どもを持つ、一時的に育児支援を受けたい保護者を対象としていると説明を受けた。また、契約に関する書類の提示を求めたところ、適正に事務処理が行われていたことを確認した。

⑵　懸案事項である、子育て世帯に係る新型コロナウイルス感染症緊急対策については、子育て世帯やひとり親世帯に対して給付金の支給やアンケート調査を実施した。各種給付金は、支給が完了しているが、そのうちひとり親世帯臨時特別給付金について、ひとり親家庭は、非正規雇用労働者の割合が高く収入が少ないなど依然として厳しい状況にあることを踏まえ再支給となっている。また、アンケート調査結果は、経済的支援が必要ということが一番多かった。最初の緊急事態宣言の中では子どもたちも学校など休校のため制限も多くかなり大変だったとの回答を得た。今後はアンケート結果及び今後の新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、地方創生臨時交付金等に係る事業の提案及び実施をしていきたいとの報告を受けた。アンケート結果にもあるように、経済的支援は重要課題の１つと思われるので、今後も引き続き、子育て世帯やひとり親世帯にとって、安心して生活できるよう事業の展開を期待する。

＜くらし安心部＞

（健幸都市推進室）

1　業務の概要

健幸都市推進室は、令和２年度から新設されたもので、スマートウエルネスシティ施策の総合調整、個別処方型運動教室、健幸アン

バサダーの養成等に関する事務を担当している。

2　監査の結果及び意見

所管の事務事業のうち、衛生費雑入、健康増進事業などの執行内容についてみたところ、監査した限りにおいて適正に執行されたと認められた。

懸案事項又は問題事項については、健康増進事業について、進捗状況等の報告を受けた。

⑴　健康増進事業における健幸運動教室運営業務委託料について確認したところ、生活習慣病やフレイルの予防、健康寿命を延伸することを目的として実施している、個別運動プログラムを活用した「健幸運動教室 Ni-Co」の運営支援業務であるとの説明を受けた。なお、契約に関する書類の提示を求めたところ、適正に事務処理が行われていたことを確認した。

⑵　懸案事項である、健康交流推進事業については、健康寿命の延伸に向け、ヘルスリテラシーの向上、運動実施率の向上、生活習慣の改善に向けた取組みが必要であるため推進するものである。ヘルスリテラシーの向上については、令和元年度に引き続き、健幸アンバサダー養成講座を開催し、運動実施率の向上については、「健幸運動教室 Ni-Co」を市内２会場で、９月より実施している。また、生活習慣の改善に向けては、医師からの声掛けも重要なポイントとなる。今後の対応としては、健康無関心層や運動不十分層を取り込む必要があり、市内全体への波及に向け、ＩＣＴ機器の活用など新たな啓発方法等を検討し進めていくとの報告を受けた。健康寿命の延伸は、大きな課題であり改善に向け、鋭意取り組まれたい。

（戸籍住民課）

1　業務の概要

戸籍住民課は、部内の管理調整、各種申請書及び届出書の受付、証明書の交付、住民基本台帳の整備及び管理、戸籍簿の整備及び管理、印鑑登録、基礎年金、マイナンバーカードの交付等に関する事務を担当している。

2　監査の結果及び意見

所管の事務事業のうち、使用料及び手数料、戸籍住基一般事務経費などの執行内容についてみたところ、監査した限りにおいてはおおむね適正に執行されているが、一部の事務処理での軽微な誤りが見受けられた。今後は十分確認され適正な処理に留意されたい。

懸案事項又は問題事項については、戸籍情報システム改修、マイナンバーカードの申請及び交付の促進について、進捗状況等の報告

を受けた。

⑴　懸案事項である、マイナンバーカードの申請及び交付の促進については、令和２年７月開始のマイナポイントを活用した消費活性化策及び令和３年３月から開始予定の健康保険証の利用に向け、計画的、積極的に窓口や庁舎外での申請支援や交付体制の整備を図る必要がある。申請支援については、秘書広報課と協力して、市内７か所の隣保館等に出向いて、８月及び９月に実施し、交付体制の整備については、市役所ロビーにマイナンバーカード専用窓口を設置し、職員を増員して急増した申請者に対応しており、令和３年１月末で、人口に対する交付率は、 21.89パーセントとなっている。また、今後の国の交付促進施策にも耐えうる職員体制の強化と、事務処理を円滑に行える事務処理システムの導入について、検討を進める必要があるとの報告を受けた。引き続きマイナンバーカードの交付促進に向け、鋭意取り組まれたい。

（保険医療課）

１　業務の概要

保険医療課は、国民健康保険事業総括運営、国保給付、退職者医療、医療費の適正化及び保健事業、国保運営協議会、特定健康診査等及び健康づくり事業、後期高齢者医療、兵庫県後期高齢者医療広域連合との連絡調整、福祉医療等に関する事務を担当している。

２　監査の結果及び意見

所管の事務事業のうち、一般会計では、民生費雑入、こども医療費助成事業、国民健康保険特別会計では、国庫補助金、県補助金、国保一般事務事業、西脇健康ポイント制度事業、後期高齢者医療特別会計では、保険料の過年度分普通徴収保険料の収入未済額などの執行内容についてみたところ、監査した限りにおいて適正に執行されていると認められた。

懸案事項又は問題事項については、国民健康保険制度の円滑かつ適正な運営、後期高齢者医療制度の円滑な運用、新型コロナウイルス感染症に伴う対応について、進捗状況等の報告を受けた。

⑴　国保一般事務事業におけるオンライン資格確認等システム改修業務委託料について確認したところ、令和３年３月から開始されるオンライン資格確認等システムの稼働に対応するため、基幹系システムを改修するものであるとの説明を受けた。なお、契約に関する書類の提示を求めたところ、適正に事務処理が行われていたことを確認した。

⑵　懸案事項である、国民健康保険制度の円滑かつ適正な運営については、国民健康保険は、平成30年度から県単位化となり、兵庫

県と市町が共同保険者として運営しており、市町が実施する事務として、国民健康保険税額の決定及び賦課、徴収がある。兵庫県から、令和３年度の納付金及び標準保険料率が提示され、国民健康保険税額の検討を行ったが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による所得の減少等に伴い、据え置きすることとした。また、特定健康診査の受診率向上については、令和２年度は、新型コロナウイルス感染症拡大により、まちぐるみ健診の延期や個別健診及び人間ドックの中止などがあり、受診率は低下している。令和３年度では、一人でも多くの方に受診していただけるよう、引き続き啓発や受診勧奨を実施する。後発医薬品の使用割合については、令和２年３月診療分で80.4パーセントとなり、国の目標値である80パーセントを達成できているとの報告を受けた。引き続き適正な運営に努められたい。

（健康課）

1　業務の概要

健康課は、健康づくりセンターの総括、健康づくり事業の企画・運営、各種予防接種、感染症予防、健康診査、健康増進事業、歯科保健事業、母子保健事業、介護予防事業、食育、自殺防止対策等に関する事務を担当している。

2　監査の結果及び意見

所管の事務事業のうち、一般会計では、衛生費実費徴収金、衛生費雑入、健康課事務事業、健康診査事業、健康増進事業、国民健康保険特別会計では、特定保健指導事業などの執行内容についてみたところ、監査した限りにおいて適正に執行されていると認められた。

懸案事項又は問題事項については、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施について、進捗状況等の報告を受けた。

⑴　特定保健指導事業における特定保健指導訪問事業委託料について確認したところ、特定健診の結果、メタボリスクの高い対象者に対して、訪問による保健指導を行うことで、健診結果を理解し、生活習慣改善に係る目標設定や計画の設定を行い、実践できるよう支援を行うものであるとの説明を受けた。なお、契約に関する書類の提示を求めたところ、適正に事務処理が行われていたことを確認した。

⑵　懸案事項である、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施については、高齢者は、加齢に伴って心身機能の低下、慢性疾患の複数罹患など、きめ細かな対応が必要となり、健康寿命の延伸を目的に、高齢者の心身の多様な課題に対し、フレイル予防と健康教育や健康相談などの保健事業を関係部署と連携しながら一体的

に実施する。令和２年度は、地域の課題を把握し、高齢者に対する栄養指導、保健指導などの個別的支援及び通いの場への積極的な関与を行った。今後も、介護予防サポーターや健幸アンバサダー等の社会資源を活用し、ヘルスリテラシーの向上に努める。併せて、健幸ポイント事業及び健幸運動教室等関係部署と連携しながら、健診受診や外出を促進するとともに、運動習慣の定着を図るなど、高齢者に適切な介入、支援を実施することにより、フレイル及び疾病予防や重症化予防を目指すとの報告を受けた。引き続き高齢者に寄り添った支援に努められたい。

（環境課）

１　業務の概要

環境課は、環境保全対策の企画及び総合調整、太陽エネルギー・バイオディーゼル燃料等の再生可能エネルギーの総合企画、市民や地域の主体的な緑化活動の支援のほか、環境審議会、北播磨清掃事務組合、西脇市公営墓地、狂犬病予防等に関する事務を担当している。

２　監査の結果及び意見

所管の事務事業のうち、一般会計では、衛生費雑入、環境基本計画策定事業、公営墓地特別会計では、公営墓地の区画利用状況及び管理手数料、太陽光発電事業特別会計では、太陽光発電所管理事業などの執行内容についてみたところ、監査した限りにおいて適正に執行されていると認められた。

懸案事項又は問題事項については、環境基本計画の進行管理、一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の進行管理、次期西脇市環境基本計画策定について、進捗状況等の報告を受けた。

⑴　太陽光発電所管理事業における太陽光発電所ＰＣＳ精密点検業務委託料について確認したところ、設備機器の健全な維持には、経年劣化を踏まえた精密点検と、重要機器の定期的な交換が必要である。今回のＰＣＳ（太陽光パネルで発電した直流電流を交流電流に変換する機器）精密点検は、メガソーラー事業を運営する上で、５年ごとの点検が推奨されており、実施したものであるとの説明を受けた。

⑵　懸案事項である、一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の進行管理については、新ごみ処理施設の稼働を見据え、市民、事業者、行政が相互に協力・連携して行動する取組を長期的総合的に実践するための指針として策定しており、具体的な取組についてはアクションプランに基づき、保健衛生推進委員会や消費者協会と連携し、ごみの減量・資源化の推進、不法投棄の防止などを展開して

いるとの報告を受けた。引き続きごみの減量・資源化に向け、鋭意取り組まれたい。

（防災安全課）

1　業務の概要

防災安全課は、消費生活センター、消費者協会、法律相談、犯罪被害者等の支援、生活安全・防犯、交通安全啓発及び交通事故防止、防災計画及び防災会議、自主防災組織、災害対策、防災行政無線、消防団、北はりま消防組合等に関する事務を担当している。

2　監査の結果及び意見

所管の事務事業のうち、消防費県補助金、一般寄附金、消防団活動事業、消防自動車更新等事業、災害対策事業、防災行政無線設備整備事業などについてみたところ、監査した限りにおいて適正に執行されていると認められた。

懸案事項又は問題事項については、防災行政無線の整備、自主防災組織の活性化、消防団員の確保、防災マップの更新について、進捗状況等の報告を受けた。

⑴　防災行政無線設備整備事業における防災行政無線設備指令台連携工事費について確認したところ、防災行政無線設備のデジタル化工事に伴い、北はりま消防本部の指令センター内に設置している遠隔制御装置を更新したため、更新した遠隔制御装置と消防無線設備の指令台を接続する工事で、これにより現在と同様に連携して使用できるとの説明を受けた。また、契約に関する書類の提示を求めたところ、適正に事務処理が行われていたことを確認した。

⑵　懸案事項である、防災マップの更新については、現行の防災マップは平成24年度に作成したものであり、その後、想定最大規模降雨による浸水想定区域及び土砂災害警戒区域図が新たに公開されたことから、最新の情報を反映した防災マップの作成が必要である。市民目線で活用しやすい防災マップを作成するため、令和２年10月に契約した委託業者と連携を密にし、令和３年５月の配布に向け作成を進めている。また、ウェブ版防災マップについては、令和３年３月中旬の公開を予定しているとの報告を受けた。市民にわかりやすく、活用しやすいマップの作成に努められたい。

＜産業活力再生部＞

（農林振興課）

1　業務の概要

農林振興課は、農業の振興、農業振興地域整備計画、担い手の育

成支援等に関する事務を担当している。

2　監査の結果及び意見

所管の事務事業のうち、農業費補助金、農林水産業費雑入、農業振興施設等管理事業、地産地消推進事業、特産農産品消費拡大支援事業などの執行内容についてみたところ、監査した限りにおいて適正に執行されていると認められた。

懸案事項又は問題事項については、スイーツファクトリー支援事業の円滑な推進、農業の担い手の確保、有害鳥獣駆除並びに被害防止の推進について、進捗状況等の報告を受けた。

⑴　地産地消推進事業における農業施設貸与事業補助金について確認したところ、スイーツファクトリー支援事業による研修終了後における、新規就農の際の初期投資と施設保有リスクの軽減を図るため、農業協同組合等が施設を整備し、新規就農者等にリースする経費を支援するものであるとの説明を受けた。引き続き新規就農者の確保に努められたい。

⑵　懸案事項である、有害鳥獣駆除並びに被害防止の推進については、シカやイノシシ、特定外来生物であるアライグマやヌートリアによる農産物被害が継続的に発生しており、被害軽減に向けた取組が必要である。その対策として、野生鳥獣に対する農地への侵入防止対策としては、平成22年度以降、防護柵を市内総延長約73キロメートル設置し、有害鳥獣駆除としては、猟友会の協力のもと捕獲対策を行っており、令和元年度の年間捕獲頭数はシカ161頭、イノシシ93頭、アライグマ91頭、ヌートリア21頭となっている。しかし、農産物被害は減少傾向にあるものの、未だ被害は後を絶たない状況である。今後も、農産物の被害減少に向け、猟友会と連携を図りながら有害鳥獣の捕獲強化と防護柵設置を推進するとともに、地域連携による被害軽減に向けた啓発活動を行うとの報告を受けた。引き続き関係者と協力しながら適切な対策を打ち、農産物の被害減少に努められたい。

（農村整備課）

1　業務の概要

農村整備課は、森林整備、土地改良事業等に関する事務を担当している。

2　監査の結果及び意見

所管の事務事業のうち、農業費補助金、鳥獣被害防止総合対策事業、市営土地改良事業などの執行内容についてみたところ、監査した限りにおいて適正に執行されていると認められた。

懸案事項又は問題事項については、土地改良施設の計画的な改修、

間伐・枝打ちなど造林事業の推進について、進捗状況等の報告を受けた。

⑴　市営土地改良事業における合山井堰改修工事実施設計業務委託料について確認したところ、施設の老朽化が進む中、今後のコスト縮減を図るため、施設の機能診断調査や有効な対策検討を行い、施設の長寿命化のための計画的な補修・更新等を行うことを目的とした実施設計業務であるとの説明を受けた。なお、入札及び契約に関する書類の提示を求めたところ、適正に事務処理が行われていたことを確認した。

⑵　懸案事項である、土地改良施設の計画的な改修については、農業用施設の多くは老朽化が進行しており、計画的に改修する必要がある。県営事業においては、平成30年までに喜多秋谷池、平野新池及び出会町西木谷池の改修が完了し、平成30年度から実施している小苗井堰の改修は令和２年度に完成しており、令和２年度から坂本皿池の改修も実施している。市営事業においては、平成30年度から令和２年度完成予定で津万用水路補修工事を実施している。また、令和２年度から合山井堰改修工事の実施設計業務を実施しており、令和３年度工事着手予定である。施設の改修には地元負担金が伴うことから、必要な箇所から補助率の有利な県営事業や市営事業の活用を図りながら実施している。また、多面的機能支払交付金事業の適切な実施により、農村環境の維持保全を図っていくとの報告を受けた。施設の改修は地元負担を伴うことから十分協議を行い、有利な補助制度も活用し、計画的に推進されたい。

（商工観光課）

1　業務の概要

商工観光課は、商工業の振興、企業立地の推進、中小企業等の融資、観光の振興、西脇ファッション都市構想等に関する事務を担当している。

2　監査の結果及び意見

所管の事務事業のうち、普通財産売払収入、一般寄附金、土木費雑入、田園空間総合案内所管理運営事業、商業活性化支援事業、西脇ファッション都市構想推進事業、観光振興事業などの執行内容についてみたところ、監査した限りにおいてはおおむね適正に執行されているが、一部の事務処理での軽微な誤りが見受けられた。今後は十分確認され適正な処理に留意されたい。

懸案事項又は問題事項については、地場産業の振興「ファッション都市構想の推進」、企業立地の推進、起業・創業の推進、観光交

流拡大の推進について、進捗状況等の報告を受けた。

⑴　田園空間総合案内所管理運営事業における北はりま田園空間博物館外壁改修工事について確認したところ、平成14年秋の開設以来、17年が経過し、経年劣化が目立つことから必要な改修を行うことで、施設の魅力の向上と維持管理コストの軽減を図るものであるとの説明を受けた。なお、入札及び契約に関する書類の提示を求めたところ、適正に事務処理が行われていたことを確認した。

⑵　懸案事項である、企業立地の推進については、市外からの企業誘致や市内企業の事業拡充の機会創出を図り、雇用の確保・拡大及び市内経済の活性化を図る必要があり、新たな用地の確保が必要となるが開発容易な候補地がなく、また財政負担の大きな開発は難しい状況である。令和２年度は２社が操業開始した。また、新庁舎・市民交流施設周辺への商業施設の誘致を図るため、染色工場跡地を取得し事業用地として分譲するため解体工事を実施するとともに、開発事業者の選定を実施した。新たな企業立地の推進に向け、一定規模の産業用地が不足する中、健康ランド跡地など活用可能な民間所有地を中心に産業用地の流動化を図るため、土地取得奨励金を活用した誘致活動を進めるとともに、西田町にある市有地の早期分譲に向け分譲要件を確定し、早期に公募を開始するとの報告を受けた。雇用の確保・拡大及び市内経済の活性化に向け、引き続き企業立地の推進に努められたい。

＜建設水道部＞

（建設総務課）

１　業務の概要

建設総務課は、令和２年度から経営管理課の総務担当と用地地籍課を統合し新設され、部内の管理調整、国及び県事業（道路、河川等）の促進、地籍調査、公共用地の取得及び補償等に関する事務を担当している。

２　監査の結果及び意見

所管の事務事業のうち、建設総務課事務事業、地籍調査事業などの執行内容についてみたところ、監査した限りにおいて適正に執行されていると認められた。

懸案事項又は問題事項については、国道 175号（東播丹波連絡道路）の整備促進、地籍調査事業の推進、新庁舎周辺整備に係る用地買収の推進、国及び県事業に係る用地買収の支援について、進捗状況等の報告を受けた。

⑴　地籍調査事業における地籍調査現地測量等委託料について確認したところ、岡崎町の一部約27ヘクタールの一筆地調査（現地立

会）と基準点及び一筆地測量、黒田庄町福地の一部約35ヘクタールの一筆地調査（現地立会）を行うものである。また、地籍調査は、事業効果の得やすい平野部約 2,400ヘクタール（机上計算）を、平成21年度から30年かけて進める計画となっているとの説明を受けた。なお、入札及び契約に関する書類の提示を求めたところ、適正に事務処理が行われていたことを確認した。

⑵　懸案事項である、国道 175号（東播丹波連絡道路）の整備促進については、西脇北バイパスの令和５年度の全線開通（２車線）、黒田庄町から丹波市氷上町区間の早期実現を要望している。西脇北バイパスにおいては、令和元年度末時点で、用地取得率は約99パーセントであり、寺内ランプから大伏ランプ間の 2.1キロメートルが２車線で開通している。未供用区間の下戸田から寺内ランプ間の 3.1キロメートル区間では、下戸田高架橋の下部工事や津万高架橋の上部工事などが進められている。また、黒田庄町から丹波市氷上町区間約17キロメートルの早期実現を目指し、西脇市と丹波市及び両市の協議会が連携して、「第１回国道 175号東播丹波連絡道路早期実現促進大会」を開催した。今後も、国道 175号整備促進期成同盟会、西脇北バイパス整備促進協議会及び黒田庄バイパス整備促進協議会を中心に、西脇市が一丸となって、国（国土交通省・財務省）や地元選出国会議員など関係機関へ継続して要望活動を行うとともに、「国道 175号東播丹波連絡道路早期実現促進大会」を継続して開催し、地元の機運の高まりを国、県へアピールする機会とするとの報告を受けた。西脇北バイパスの令和５年度の全線開通、黒田庄町から丹波市氷上町区間の早期事業化に向け、引き続き国等の関係機関への要望活動に取り組まれたい。

（施設管理課）

1　業務の概要（一般会計）

施設管理課は、市道、河川及び水路の占用その他管理、市道の維持管理及び公園施設の維持管理等に関する事務を担当している。

2　監査の結果及び意見

所管の事務事業のうち、公園施設使用料、道路維持管理事業、公園施設維持管理事業などの執行内容についてみたところ、監査した限りにおいて適正に執行されていると認められた。

懸案事項又は問題事項については、市道、河川及び水路等の管理、都市公園等の管理について、進捗状況等の報告を受けた。

⑴　道路維持管理事業におけるＬＥＤ防犯灯設置（その２）工事について確認したところ、地元要望に基づき設置したもので、黒田

庄町喜多に９基、黒田庄町大門に８基、黒田庄町津万井に５基、黒田庄町前坂に１基、既設柱を利用し設置したとの説明を受けた。なお、入札及び契約に関する書類の提示を求めたところ、適正に事務処理が行われていたことを確認した。

⑵　懸案事項である、都市公園等の管理については、都市公園が19公園、その他公園が６公園、緑地等が４箇所あるが、整備後26年から66年が経過し、樹木の繁茂による間伐、剪定、落ち葉等の課題が出てきている。安全安心、快適な公園施設を目指し、（一財）住民サービス公社と連携を図りながら適正管理を行っており、今後も、引き続き適正な管理を行うとともに、パトロール体制の強化、維持管理のあり方についての検討を行うとの報告を受けた。公園は、市民の憩いの場であり、引き続き安全で安心な公園施設の運営管理に努められたい。

（工務課）

１　業務の概要（一般会計）

工務課は、道路・河川・水路の改良及び維持補修、橋りょう長寿命化等に関する事務を担当している。

２　監査の結果及び意見

所管の事務事業のうち、道路新設改良事業、公園整備事業などの執行内容についてみたところ、監査した限りにおいて適正に執行されていると認められた。

懸案事項又は問題事項については、橋梁長寿命化事業の推進、新庁舎周辺道路整備事業の推進について、進捗状況等の報告を受けた。

⑴　公園整備事業における童子山公園園路改築工事について確認したところ、園路の舗装が経年劣化により損傷しており、国の防災安全交付金の交付を受け、計画的に実施しているものであるとの説明を受けた。なお、入札及び契約に関する書類の提示を求めたところ、適正に事務処理が行われていたことを確認した。

⑵　問題事項である、橋梁長寿命化事業の推進については、市が管理する橋梁は 352橋あり、50年を経過する高齢化橋梁は、50パーセントを超える。このような中、平成26年７月の道路法施行令の改正により、橋梁等重要な構造物の定期点検（５年に１回）が義務化され、定期点検により、Ⅲ判定（早期に措置を講ずべき状態）と判定された橋梁は、５年以内の措置が義務化された。１巡目の点検では、平成27年度に点検した橋梁のうち15橋がⅢ判定となり、国の補助金などを利用し、令和元年度までに11橋の補修が完了、令和２年度に４橋の補修工事に着手した。令和２年度から２巡目の点検を実施しており、その結果を踏まえ、国の補助金などを利

用し、財政負担を軽減しながら、計画的に補修していくとの報告を受けた。交通インフラは、市民生活に欠かせないものであり、安全安心を確保するため、鋭意取り組まれたい。

（都市計画課）

1　業務の概要

都市計画課は、都市計画、土地利用計画等に関する事務を担当している。

2　監査の結果及び意見

所管の事務事業のうち、都市計画課事務事業、土地利用計画事業、都市計画道路調査事業、街路整備事業などの執行内容についてみたところ、監査した限りにおいて適正に執行されていると認められた。

懸案事項又は問題事項については、立地適正化計画の推進について、進捗状況等の報告を受けた。

⑴　街路整備事業における西脇上戸田線街路整備事業負担金について確認したところ、令和２年度、豊川交差点から上野交差点までの区間 477メートル（東本町工区）を街路事業として、兵庫県が事業着手した。都市計画事業として県が実施する街路事業では、地方財政法第27条に基づき市費の負担が求められている。今回の負担金は、現地測量、詳細設計等に対するものであるとの説明を受けた。引き続き県と連携し推進されたい。

⑵　懸案事項である、立地適正化計画の推進については、南北道路（都市計画道路和布郷瀬線）及び東西道路（都市計画道路西脇上戸田線）は、地域の骨格となる重要な道路である。南北道路においては、一部区間は一方通行、また家屋が密集し、整備手法が課題となっており、令和元年度に作成した「まちづくり基本構想」について、権利関係者と地元住民を対象とした説明会を２回に分けて開催した。その後、区画整理で実施した場合の検討案に対する説明会を２回に分けて開催、意向調査のためのアンケートを実施し、約８割の方から区画整理事業で整備することに賛成の意見を得た。その後、意向調査結果についての説明会も２回に分けて開催し、今後、具体的な整備計画の検討を進めていくことや、事業の仕組みなどについて理解を深めていくことについて、説明し理解を得た。東西道路においては、兵庫県の街路事業として、豊川交差点から上野交差点までの区間 477メートル（東本町工区）を令和２年度事業着手した。今後は、用地買収、物件補償等が課題となっていくことから、兵庫県と連携して取り組んでいくとの報告を受けた。大変大きな事業となるが、地域住民、関係者等と十分協議され推進されたい。

（建築住宅課）

1　業務の概要

建築住宅課は、市有公共施設の建築設計、市営住宅の建設（計画）・管理、空き家等対策等に関する事務を担当している。

2　監査の結果及び意見

所管の事務事業のうち、住宅使用料、土木費雑入、市営住宅管理事業、市営住宅整備事業などの執行内容についてみたところ、監査した限りにおいて適正に執行されていると認められた。

懸案事項又は問題事項については、空き家対策の推進、公共施設等総合管理計画の推進について、進捗状況等の報告を受けた。

⑴　市営住宅管理事業における西脇市市営住宅移転料及び移転協力金について確認したところ、西脇市営住宅長寿命化計画に基づき、市営住宅管理戸数を 805戸（現在 789戸）から 370戸に縮小するため、平成20年度に入居停止した日野ヶ丘団地及び旭ヶ丘団地等の入居者に対し、移転料及び移転協力金を補助し、空き家となった住宅の解体を促進するもので、令和２年度は監査時点において３件の移転があったとの説明を受けた。

⑵　懸案事項である、空き家対策の推進については、令和２年１月集計時点で、市内で確認した空き家は 922件で、除却・利活用された 148件を除く、 774件が残っており、その内、老朽化が進んでいる空き家が54件、特定空家候補が16件となっている。市民は行政に空き家の管理、対策を求めることが多いが、空き家等の管理は個人管理である。しかしながら、所有者等での対応が困難な場合もある。空き家問題については、多くの課題があることから、地域や庁内各課とも連携を深め対応する必要がある。また特定空家候補については、特定空家等に認定し検討するとともに、空き家等の対策に関する条例の制定について検討するとの報告を受けた。空き家対策は、大変困難な案件ではあるが、所有者、地域住民、関係機関等と十分調整を図り対応されたい。

＜企業会計＞

1　業務の概要

建設水道部のうち経営管理課、施設管理課、工務課の３課が企業会計を担当している。

経営管理課は、上下水道事業の総合調整及び経営、水道事業会計及び下水道事業会計の財務等に関する事務を担当している。

施設管理課は、上下水道施設の維持管理及び効率化、上下水道施設の広域連携等に関する事務を担当している。

工務課は、上下水道事業の整備計画、上下水道施設の整備・改築

工事等に関する事務を担当している。

（水道事業会計）

1　監査の結果及び意見

水道事業会計については、１月末現在、給水量が 3,334,494立方メートル、事業収益が 766,859千円（給水収益 363,317千円、その他（下水道使用料等徴収事務委託料など） 403,542千円）に対し、事業費用が 799,408千円（人件費22,182千円、委託料74,685千円、修繕費16,600千円、動力費40,896千円、受水費 119,265千円、減価償却費 480,056千円、企業債利息19,948千円など）で、純損失は32,549千円となっている。

当該会計のうち、その他雑収益、過年度損益修正益、給水及び配水費に係る保険料、業務及び総係費に係る負担金、減価償却費、過年度損益修正損、建設改良費に係る配水設備工事費などの執行内容についてみたところ、監査した限りにおいて適正に処理されていると認められた。

懸案事項又は問題事項については、持続可能な事業経営、お客さまサービスの向上、持続可能な水道事業、水道施設の更新について、進捗状況等の報告を受けた。

また、令和３年３月31日には上戸田浄水場での実地たな卸し検査に立ち会い、原材料及び支給材料、薬品、量水器について数量の確認等を行ったところ在庫数値に誤りはなく、保管状況についても良好であり、適正に処理されていると認められた。

⑴　水道料金のうち過年度分についてみたところ、１月末現在において過年度未収金（平成23年度から令和元年度まで、 1,081件、約10,547千円）が生じているが、令和元年度同期と比べ減少している。令和元年度と同様、滞納常習者に対する訪問面談や１期未納での給水停止通知の実施等、未収金解消と新たな未納者の発生防止に向け取り組まれており、鋭意努力されているところであるが、お客さまセンターと連携しつつ、確実かつ効率的な徴収事務に努められたい。

⑵　配水設備工事費における春日配水池配水流量計更新及び中央監視装置機能増設工事について確認したところ、春日配水池の流量計更新と、令和２年８月に設置した春日配水池の緊急遮断弁を監視するため、上戸田浄水場に設置している中央監視装置の機能を増設するとともに、情報伝達設備及び関連設備の更新、新設を行うものであるとの説明を受けた。なお、契約に関する書類の提示を求めたところ、適正に事務処理が行われていたことを確認した。

⑶　問題事項である、持続可能な事業経営については、平成29年１

月に中長期的な経営の基本計画である経営戦略を策定し、持続可能な事業経営を目指し取り組んでいる。しかし、令和２年度は、新型コロナウイルス感染症防止対策として行った、水道料金免除施策により約１億 3,000万円を持ち出したことから、大幅な赤字を計上する状況になっている。このような中、令和３年度には、水道ビジョンの計画期間の終了を迎え、また、経営戦略においても５年に１度の見直し時期を迎える。両者は相互に深く関係するものであることから、ビジョンと経営戦略を統合し、令和13年度までの10年間を計画期間とする『水道ビジョン（経営戦略）』として改定する予定であり、引き続き持続可能な事業経営に取り組むとの報告を受けた。水道事業は、市民生活に欠かすことのできないインフラであり、健全な経営の保持に努められたい。

（下水道事業会計）

1　監査の結果及び意見

下水道事業会計については、１月末現在、有収水量が 2,974,303立方メートル、事業収益が 1,475,673千円（使用料 570,374千円、一般会計負担金（基準内繰入金） 439,145千円など）に対し、事業費用が 1,428,919千円（人件費40,966千円、動力費29,289千円、修繕費 9,015千円、委託料65,829千円、流域下水道維持管理負担金 129,003千円、減価償却費 976,173千円、企業債利息 164,517千円など）で、純利益は46,754千円となっている。

当該会計のうち、建設改良費に係る委託料、工事請負費などの執行内容についてみたところ、監査した限りにおいて適正に処理されていると認められた。

懸案事項又は問題事項については、持続可能な事業経営、持続可能な下水道事業、下水道処理施設の統廃合の推進について、進捗状況等の報告を受けた。

⑴　下水道使用料の収納状況についてみたところ、１月末現在において過年度未収金（平成22年度から令和元年度まで、 854件、約 6,900千円）が生じているが、令和元年度同期と比べ減少しており、回収に鋭意努力されているところであるが、引き続き未収金解消に向け、水道同様お客さまセンターと連携を図り、確実かつ効率的な徴収事務について十分な検討を重ねられたい。

⑵　受益者負担金の収納状況についてみたところ、１月末現在において過年度未収金（平成10年度から令和元年度まで、 148件、約 3,940千円）が生じているが、令和元年度同期と比べ減少しており、回収に鋭意努力されているところであるが、引き続き下水道整備及び受益者負担金制度への理解を求めるとともに、支払困難

者の納付相談を行うなど、徴収確保に一層努められたい。

⑶　浸水対策下水道事業における西脇第４排水区19路線排水路整備工事について確認したところ、下戸田地内の新庁舎の西側、約11ヘクタールに降った雨を下水道計画降雨に対し、安全に下流へ排水するためのもので、工事の内容としては、下戸田交差点から 260メートルの区間において、現在の流下断面積を約 1.5倍に拡大するものであるとの説明を受けた。なお、入札及び契約に関する書類の提示を求めたところ、適正に事務処理が行われていたことを確認した。

⑷　問題事項である、汚水処理施設の統廃合については、持続可能な事業経営を図るため維持管理の縮減に向け、令和７年３月末に、14ある農業集落排水処理区を２つの公共下水道処理区への統合完了を目指し取組んでいる。黒田庄地区においては、令和元年９月に小苗地区を北部地区に統合し、西脇地区においては、令和２年３月末に合山地区を、令和３年３月末に中畑地区を、それぞれ西脇地区公共下水道へ統合する。統合に当たっては、新たに接続管路や中継ポンプ場などが必要となるが、既存施設を活用しながら、国の交付金を受けるなど経費削減に取り組み推進していく。また、統合後の処理場を廃止するためには、廃止後の利用計画等が必要となるが、この利用計画が定まっていない地区もあり、今後の課題となっているとの報告を受けた。廃止した処理場の後利用などに対する地元や県・農政局との協議や接続時期に合わせた適切な施設管理等、丁寧な対応が求められるが、持続可能な事業運営に向け鋭意努力されたい。

＜西脇病院＞

（病院事業会計）

１　業務の概要

西脇病院は、定期監査時点で25科の診療科目と 320床の病床を有し、医師、看護職員、医療技術職員及び事務職員等を含め 495人の職員を擁し、安心して充実した医療が受けられる病院を目指した取組が行われている。

２　監査の結果及び意見

１月末現在の経営収支の状況は、総収益が 6,847,358千円で令和元年度同期に比べ 142,588千円（ 2.1パーセント）の増収となり、総費用においては 7,141,029千円で令和元年度同期に比べ 332,943千円（ 4.9パーセント）増加している。この結果、収支差引は 293,671千円の純損失が生じ、令和元年度同期に比べ 190,355千円の増加となっているが、年度末に向けて、引き続き経営努力された

い。当該会計のうち、その他医業外収益、過年度損益修正益、経費、研究研修費、その他特別損失、医療機器整備費などの執行内容についてみたところ、監査した限りにおいてはおおむね適正に執行されているが、一部の事務処理での軽微な誤りが見受けられた。今後は十分確認され適正な処理に留意されたい。

懸案事項又は問題事項については、北播磨医療圏における西脇病院の位置付けと役割、医師確保・看護師確保、経営基本計画について、進捗状況等の報告を受けた。

また、令和３年３月31日に実地たな卸し検査に立ち会い、各種薬品のたな卸しレポート等に基づき在庫分を抽出し確認したところ、在庫数値に誤りはなく、薬品の保管状況は良好であり、適正に処理されていると認められた。

⑴　主要契約のうち遠隔医用画像診断コンサルティング業務委託料について内容を確認したところ、西脇病院の放射線科の専門医師が他の業務と重なり放射線画像の診断ができない時に、通信システムを利用して神戸画像診断支援センターへ画像を送り、読影を依頼するものであるとの説明を受けた。また、監査時点までの依頼件数は１件であることを確認した。

⑵　懸案事項である、医師確保・看護師確保については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により合同就職説明会が次々と中止になったため、臨床研修医の応募人数は減少している。そのためＷＥＢで動画配信を行うなど、積極的なＰＲに努めている。また、不足する診療科の医師確保のため紹介業者を利用しての募集も継続しており、令和３年度中には小児科医１人の着任を予定している。看護師についても、令和２年度は離職者が多く見込まれているが、７対１の看護体制を円滑に行うため、引き続き正規職員、会計年度任用職員の募集を行うとの説明を受けた。今後も、新型コロナウイルス感染症拡大による職員募集活動への影響はまだ続くと思われるが、必要人員確保のため鋭意取り組まれたい。

（老人保健施設）

１　業務の概要

老人保健施設は、入所者・短期入所療養介護及び通所リハビリテーション利用者の健康管理と医療の処置、利用者の衛生管理・看護・日常生活全般にわたる介護・相談・生活指導・機能回復訓練・栄養指導、関係機関との連絡調整、施設の管理、運営等に関する事務を担当している。

２　監査の結果及び意見

所管の事務事業のうち、施設の利用状況、利用者負担金収入、老

人保健施設維持修繕事業、老人保健施設給食事業などの執行内容についてみたところ、監査した限りにおいてはおおむね適正に執行されているが、一部の事務処理での軽微な誤りが見受けられた。今後は十分確認され適正な処理に留意されたい。

懸案事項又は問題事項については、施設の改修及び設備・備品等の更新、将来構想の策定、介護員の確保について、進捗状況等の報告を受けた。

⑴　老人保健施設維持修繕事業におけるトイレ改修工事について確認したところ、厨房職員用トイレ及び１階の利用者用男子トイレの小便器の撤去及び和式便器から洋式便器への改修を行ったものであり、厨房内の衛生面及び生活環境の向上を図ったものであるとの説明を受けた。なお、入札及び契約に関する書類の提示を求めたところ、適正に事務処理が行われていたことを確認した。

⑵　懸案事項である、施設の改修及び設備・備品等の更新については、今後も、高額な改修や更新が見込まれることから、改修等が必要なものの抽出を行い、必要な費用の算定、優先順位を定めた改修等の計画案に基づき改修等を行うこととしているとの報告を受けた。引き続き利用者にとって良好な施設運営に努めるとともに、適正な維持管理に努められたい。

＜教育委員会＞

（教育総務課）

１　業務の概要

教育総務課は、教育行政の総合企画及び調整、教育委員会の会議及び庶務、小・中学校教職員以外の職員の人事、教育行政に係る相談、学校給食センターの管理運営、奨学金、就学援助等に関する事務を担当している。

２　監査の結果及び意見

所管の事務事業のうち、奨学資金貸付金、教育費雑入、西脇小学校歴史的建造物保存活用事業、学校学習環境規模適正化推進事業、西脇小学校校舎整備事業などの執行内容についてみたところ、監査した限りにおいてはおおむね適正に執行されているが、一部の事務処理での軽微な誤りが見受けられた。今後は十分確認され適正な処理に留意されたい。

懸案事項又は問題事項については、学校施設整備事業、学習環境規模適正化の推進について、進捗状況等の報告を受けた。

⑴　西脇小学校歴史的建造物保存活用事業について確認したところ、木造校舎保存改修工事を行った西脇小学校を、今後、歴史的建造物として保存活用するため、国の重要文化財指定に向け取り組む

ものであるとの説明を受けた。

⑵　懸案事項である、学校学習環境規模適正化の推進については、教育を取り巻く環境が大きく変化し、児童生徒数が減少する中、適正で持続可能な教育環境を整えていくため学習環境規模の適正化が必要である。令和２年度に、西脇市立学校学習環境規模適正化検討会議を立ち上げ、11月末までに３回の会議を開催、また中学校区単位での地域会議を開催し、意見交換などを行っていただいた。令和３年度には、学習環境の適正規模、適正配置等について検討会議及び地域会議を開催し、意見交換及び審議していただき、令和３年度末に市に答申していただく予定との報告を受けた。大変困難な課題ではあるが、児童生徒の最適な学習環境に向け、鋭意取り組まれたい。

（学校給食センター）

１　業務の概要

学校給食センターは、市内の小・中学校及び幼稚園に安全で安心な給食の提供をすべく、給食用物資を調達し、調理、配送その他必要な業務を担当している。

２　監査の結果及び意見

所管の事務事業のうち、学校給食費実費徴収金、給食事業などの執行内容についてみたところ、監査した限りにおいて適正に執行されていると認められた。

懸案事項又は問題事項については、調理業務の民間委託準備、厨房機器の維持管理、給食費の滞納対策について、進捗状況等の報告を受けた。

⑴　学校給食費実費徴収金の未収金について確認したところ、令和元年度同時期と比べ減少しているが、平成26年度以前の未収金が多額となっている。すでに時効期間が過ぎ、請求することが難しい状況になっており不納欠損処理に向け、調整していくとの説明を受けた。未収金対策は大変ではあるが、負担の公平性のため鋭意努力されたい。

⑵　懸案事項である、調理業務の民間委託準備については、令和３年４月からの調理業務の民間委託に向け、業者選定が必要であり、令和２年７月にプロポーザル参加事業者を公募し、応募した４事業者によるプレゼンテーション等で業務委託事業者を選定した。今後は、正規調理員やパート調理員の処遇について調整しながら、４月からの調理業務移行に向け、取り組んでいくとの報告を受けた。現在の調理員が不利益とならないよう注意を図り、４月からの調理業務の移行に向け、鋭意取り組まれたい。また、引き続き

安全安心な学校給食の提供に努められたい。

（学校教育課）

1　業務の概要

学校教育課は、教職員の任免その他人事、学級編成及び教職員定数の配当、教職員の褒章、学校園の教育計画・運営及び指導助言、教職員の研修・研究、教育研究室、トライやる・ウィーク、放課後児童健全育成事業等に関する事務を担当している。

2　監査の結果及び意見

所管の事務事業のうち、放課後児童クラブ使用料、放課後児童対策事業、課外教育活動補助事業、英語教育推進事業、小学校及び中学校教育用コンピューター設置事業などの執行内容についてみたところ、監査した限りにおいて適正に執行されていると認められた。

懸案事項又は問題事項については、学習保障及び学力向上への取組、特別支援教育の改善・充実、放課後児童クラブの見直しについて、進捗状況等の報告を受けた。

⑴　英語教育推進事業における英語コミュニケーション能力調査業務委託料について確認したところ、新学習指導要領改訂や小学校高学年での、令和２年度からの英語教育教科化に対応するため、小学校６年生、中学校１年・２年生を対象に英語コミュニケーション能力調査（ＧＴＥＣ）を実施し、授業改善や効果的な年間指導計画の構築を目的に実施するものであるとの説明を受けた。また、入札及び契約に関する書類の提示を求めたところ、適正に事務処理が行われていたことを確認した。

⑵　問題事項である、学習保障及び学力向上への取組（ＩＣＴ環境整備）については、新型コロナウイルス感染症拡大により、オンラインでの学習環境の整備が必要となり、国の補助制度を利用し、全児童生徒、全教職員向けのタブレットを購入するとともに、インターネット環境の整備を図った。今後は、活用に向けた中学校教科担当者会、小学校学級担任等連絡会、情報教育担当者会を開催するとともに、双方向通信のための実技講習等を実施していくとの報告を受けた。引き続き児童生徒の学習環境の確保に努められたい。

（青少年センター）

1　業務の概要

青少年センターは、青少年対策の企画及び推進、青少年健全育成社会啓発、青少年問題協議会、成人式の企画・運営、青少年問題の調査及び研究などに関する事務を担当している。

2　監査の結果及び意見

所管の事務事業のうち、勤労福祉センター管理事業、野外活動施設管理事業などの執行内容についてみたところ、監査した限りにおいて適正に執行されていると認められた。

懸案事項又は問題事項については、不登校児童生徒減少への取組、青少年健全育成活動の推進、青少年活動の活性化について、進捗状況等の報告を受けた。

⑴　勤労福祉センター管理事業における勤労福祉センターアスベスト含有可能性調査業務委託料について確認したところ、令和３年度に解体予定である勤労福祉センターの部材に、アスベストが含まれている可能性があるため調査したものであり、その結果、アスベストが検出されたとの説明を受けた。

⑵　懸案事項である、不登校児童生徒減少への取組については、不登校の要因が多様化しており、また児童生徒へのかかわり方も複雑化しているため、個々に応じた対応が必要となる。スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、センター配置カウンセラーや学校と連携し、不登校児童生徒の適応指導教室への通級や学校復帰に向けて、時間をかけて対応している。また、適応指導教室へ通級している児童生徒においても、早期の学校復帰を目指し、同様に対応しているとの報告を受けた。大変な取組ではあるが、個人個人としっかり向き合い、適切な対応に努められたい。

（幼保連携課）

1　業務の概要

幼保連携課は、小学校就学前教育・保育の総合企画、小学校就学前子どもに係る教育の振興及び整備、認定こども園等の運営指導・補助金及び保育の実施、幼児教育センターなどに関する事務を担当している。

2　監査の結果及び意見

所管の事務事業のうち、特定教育・保育施設等利用者負担金、教育費雑入、特定教育・保育施設等副食費助成事業、業務効率化推進事業などの執行内容についてみたところ、監査した限りにおいて適正に執行されていると認められた。

懸案事項又は問題事項については、就学前教育・保育の推進、就学前教育・保育の無償化施策への円滑な移行について、進捗状況等の報告を受けた。

⑴　業務効率化推進事業について確認したところ、保育所等における業務のＩＣＴ化を推進し、保育士等の業務負担の軽減を図り、働きやすい環境を整備するもので、外国人の子どもの保護者との

やりとりに係る通訳や翻訳のための機器を購入する。また、病児保育事業等を行う事業所の空き状況の確認や予約手続等のＩＣＴ化の推進により利用者の利便性を図るため、システムの構築と導入をするものであるとの説明を受けた。

⑵　懸案事項である、就学前教育・保育の推進については、就学前教育・保育の質の向上推進委員会において、委員会を開催するとともに、しばざくら幼稚園と認定こども園８園への視察訪問を実施し、指導や助言を行うなど、各園の質の向上に努めているが、令和２年度は新型コロナウイルス感染症拡大により前期の視察訪問は、幼児教育センターの現場交流事業として代替し、後期の視察訪問は、評価ではなく助言を行った。また、幼保交流研修、現場交流事業、合同就職説明会、認定こども園監査業務アドバイザー事業などにも取り組んだとの報告を受けた。就学前教育・保育の質の向上は大変重要なことであり、鋭意取り組まれたい。

（人権教育課）

１　業務の概要

人権教育課は、人権教育及び人権啓発の企画及び推進、人権教育の指導助言、人権教育関係団体の連絡調整等に関する事務を担当している。

２　監査の結果及び意見

所管の事務事業のうち、人権啓発活動地方委託金、多文化共生サポート事業などの執行内容についてみたところ、監査した限りにおいて適正に執行されていると認められた。

懸案事項又は問題事項については、各町（区）人権学習会、多文化共生サポート事業について、進捗状況等の報告を受けた。

⑴　多文化共生サポート事業について確認したところ、日本語指導が必要な児童生徒を対象に、サポーターや日本語指導員を派遣し、学習支援や日本語習得を促すとともに、母語、母文化にふれることにより児童生徒の心の安定を図っていくものである。令和元年度は、ペルーにルーツをもつ１人であったが、令和２年度は、中国籍の生徒・児童の３人が増えているとの説明を受けた。今後も引き続き、適切に対応されたい。

⑵　懸案事項である、各町（区）人権学習会については、各町（区）自治会主催でおおむね８月から11月に人権学習会を開催し、住民の人権感覚を磨くとともに人権意識の向上を図っており、学習会では職員が事務局として参加し指導助言等を行っている。新型コロナウイルス感染症拡大予防のため、開催中止とした町等には、人権啓発紙を配布・回覧し継続して人権にふれる機会を創出した。

今後は、地域による自主的な運営が可能となるように、人権教育推進委員や推進員を対象としたスキルアップ研修会等を充実させたいとの報告を受けた。住民の人権意識の向上等は、大変重要なことであり、引き続き推進委員等と協議調整を行ながら、鋭意取り組まれたい。

（生涯学習課）

1　業務の概要

生涯学習担当は、生涯学習の企画・総合調整・広報・啓発、生涯学習指導者の養成・社会教育関係団体の育成、（公財）西脇市文化・スポーツ振興財団、にしわき経緯度地球科学館等に関する事務を担当している。

スポーツ振興室は、市民スポーツの振興、スポーツ関係団体、スポーツ推進委員、東京オリンピック・パラリンピックに係るホストタウン等に関する事務を担当している。

2　監査の結果及び意見（生涯学習担当）

所管事業のうち、教育使用料、庁舎等整備事業、生涯学習推進計画策定事業、地球科学館管理事業などの執行内容についてみたところ、監査した限りにおいておおむね適正に執行されているが、一部の事務処理での軽微な誤りが見受けられた。今後は十分確認され適正な処理に留意されたい。

懸案事項又は問題事項については、（公財）西脇市文化・スポーツ振興財団の安定的な運営と機能強化、市民交流施設の開設に向けての調整、西脇市生涯学習推進計画の策定について、進捗状況等の報告を受けた。

⑴　生涯学習推進計画策定事業について確認したところ、第２次西脇市総合計画及び第３期西脇市教育振興基本計画「教育創造にしわきプラン」に基づき、学習成果を市民主体の地域づくりにつなげる生涯学習社会の実現に向け、令和２年度中に「西脇市生涯学習推進計画」を策定するため、計画策定会議等を開催し同計画に係る事項を調査審議するものであるとの説明を受けた。また、計画策定に係る市民アンケートを実施する予定であったが、コロナ禍で計画策定会議が大幅に遅れたことで、まちづくり市民アンケートや統計データ等を用いて対応したとのことであった。

⑵　懸案事項である、市民交流施設の開設に向けての調整については、市民交流施設開設に向け、ソフト面・ハード面の充実を図る必要があり、指定管理者を中心に施設の管理方法や貸館対応及び指定事業並びに本市の文化事業について協議調整を行っている。また、今後の本市の文化事業発展に協力いただく「アートサポー

ター」のコアメンバーを選任しており、本格的に稼働させるなど、市民交流施設開設及び事業実施に向け協議検討を行うとの報告を受けた。市民交流施設は、今後の市民交流の中心となることから魅力ある事業実施に向け取り組まれたい。

3　監査の結果及び意見（スポーツ振興担当）

所管事務のうち、土地建物貸付収入、教育費雑入、黒田庄総合運動公園管理事業、黒田庄体育センター管理事業、天神池スポーツセンター管理運営事業などの執行内容についてみたところ、監査した限りにおいておおむね適正に執行されているが、一部の事務処理での軽微な誤りが見受けられた。今後は十分確認され適正な処理に留意されたい。

懸案事項又は問題事項については、新型コロナウイルス感染症拡大終息後のスポーツ振興、生涯スポーツ普及振興、東京2020オリンピック・パラリンピックホストタウン事業戦略の推進について、進捗状況等の報告を受けた。

⑴　黒田庄体育センター管理事業における耐震診断評価委託料について確認したところ、同体育センターの耐震診断を行うものであり、現在診断中であるとの説明を受けた。また、入札等契約に関する書類の提示を求めたところ、適正に執行されていたことを確認した。

⑵　問題事項である、新型コロナウイルス感染症拡大終息後のスポーツ振興については、スポーツにおいて、施設が使用できないことや、人と人が直接触れ合えないのは致命的であり、市民生活にも大きな影響を及ぼしている。４月から５月末までは体育施設の利用を禁止していたが、６月当初は市内限定で、また、６月20日以降は感染防止対策を施し、啓発しながらスポーツ振興を行っている。しかしながら、本市を代表する「西脇子午線マラソン大会」や「西脇多可新人高校駅伝競走大会」は中止となった。東京2020オリンピック・パラリンピックの開催が決定すれば、オーストラリア卓球協会も西脇市で事前合宿を行い、参加する意向を示しており、準備を進めてきたホストタウン事業を行い、市民がオリンピックを肌で感じられるよう事業推進する。また、市民スポーツにおいては、感染防止対策を継続し事象前と変わらぬよう、スポーツに親しむ環境整備を行うとの報告を受けた。感染防止対策等大変ではあるが、市民がスポーツに親しめる環境整備に努められたい。

（中央公民館）

1　業務の概要

中央公民館は、市民学習、講座・教室の開設、サークルの育成、総合市民センターの管理及び運営等に関する事務を担当している。

2　監査の結果及び意見

所管の事務事業のうち、教育費雑入、市民センター管理事業などの執行内容についてみたところ、監査した限りにおいて適正に執行されていると認められた。

懸案事項又は問題事項については、高齢者大学参加学生の生きがいづくりと地域活動の一層の活性化、公民館講座の充実・活性化について、進捗状況等の報告を受けた。

⑴　市民センター管理事業における夜間休館日管理業務委託料で、５月分が支出されていない理由を確認したところ、新型コロナウイルス感染症対策本部会議の決定を受け、４月21日から５月31日まで開館時間を短縮したことに伴い、５月分の夜間休館日管理業務が不要となったことによるものであるとの説明を受けた。

⑵　懸案事項である、公民館講座の充実・活性化については、市民ニーズにあった講座の提供を絶えず検討し、講座内容と講師陣の充実を図り、参加者の満足度を高めるとともに、多くの市民が気軽に取り組める学習機会を提供する必要がある。令和２年度は、新型コロナウイルス感染症防止対策を行い、また募集定員数を縮小して開催している。現在実施している子どもを対象とした講座・教室以外については、受講者の高齢化がみられる。難しい部分ではあるが、今後働く世代の方にも参加していただけるよう、夜間等の開催についても取り組んでいかなくてはならないと考える。さらに講座内容の検討、講師の調整等を他市の事例などを参考にしながら進めていくとの報告を受けた。引き続き多くの市民が気軽に取り組める学習機会の提供に向け努められたい。

（生活文化総合センター）

1　業務の概要

生活文化総合センターは、施設の維持管理、郷土資料館活動の企画・運営・資料収集・調査研究、文化財の保護・活用・調査、文化財保護審議会、緑風台古窯陶芸館の管理・運営等に関する事務を担当している。

2　監査の結果及び意見

所管の事務事業のうち、社会教育一般事務経費、生活文化総合センター管理運営事業などの執行内容についてみたところ、監査した限りにおいて適正に執行されていると認められた。

懸案事項又は問題事項については、文化財保存活用地域計画策定に向けた調査・準備、資料館の利用促進について、進捗状況等の報

告を受けた。

⑴　社会教育一般事務経費における埋蔵文化財発掘調査委託料について確認したところ、埋蔵文化財包蔵地内又は近接している土地で、開発等に伴う土木工事を行う場合は、60日前に届け出する必要があり、本委託料は、当該届け出があった場合、埋蔵文化財の有無を確認する試掘調査を実施するためのものであるとの説明を受けた。

⑵　懸案事項である、文化財保存活用地域計画策定に向けた調査・準備については、文化財保護法が平成30年６月に改正（平成31年４月１日施行）され、各市町において、未指定文化財を含む文化財を総合的に把握し、地域一体で計画的に保存・活用するための総合的な計画を策定することとされた。事前準備として、既存資料（市内刊行物 135冊など）からの抽出・整理作業等を行っているが、西脇小学校文化財指定を目指しての報告書の作成支援や、日野北バイパス建設に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書の作成業務などの多くの案件を抱えているため、順調に進めていくためには、体制の充実が必要であると考える。また、計画策定に向けては、少なくとも事前準備に２年、計画策定に３年から５年は必要であるとの報告を受けた。多くある既存資料からの抽出・整理作業等は大変ではあるが、計画策定に向け取り組まれたい。

（図書館）

１　業務の概要

図書館は、図書館資料の収集・整理・保存及び利用、図書館行事・講座等、調査研究の支援・読書に係る指導・案内・相談などを担当している。

２　監査の結果及び意見

所管の事務事業のうち、雑入における図書館雑誌広告掲載料、図書館管理運営事業、子どもの読書活動推進事業などの執行内容についてみたところ、監査した限りにおいて適正に執行されていると認められた。

懸案事項又は問題事項については、利用の推進、閉架書庫の整備について、進捗状況等の報告を受けた。

⑴　子どもの読書活動推進事業における委託料が増額補正されている理由を確認したところ、コロナ禍で、外出自粛により室内で過ごす時間が増えたことなど、読書への関心が高まり、学校や施設、グループなどに貸し出す団体貸出の需要が増えたことから、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の交付を受けて、当該運搬業務に係る委託料を増額補正したとの説明を受けた。

⑵　懸案事項における、図書館利用の推進については、令和元年度末の貸出冊数は 380,601冊で、登録者数は28,708人となっている。令和２年度の目標は、コロナ禍ではあるが、貸出冊数40万冊、登録者数３万人と、令和元年度実績を超えるものとしている。しかし、11月末現在での貸出冊数は 223,120冊で令和元年度同期の17パーセントの減となっている。また、利用促進のためのイベントは、感染防止対策を講じながら、７月から「読書会」、９月から「おはなし会」など順に再開した。なお、コロナ禍で、外出自粛により室内で過ごす時間が増えたことなどにより、団体貸出冊数は大幅な増加となっている。今後も、状況に応じて安全を確保しながら、読書活動の推進と啓発事業に取り組み、図書館利用の増加を目指すとの報告を受けた。一人でも多くの方に利用していただけるよう取り組まれたい。

（学校園）

１　監査の結果及び意見

今回の監査では、各学校園のうち、西脇中学校、重春小学校、双葉小学校を抽出して現地に赴き、配当予算の執行状況、施設の整備・営繕状況、備品の記録・管理、実験用薬品等の保管・管理状況等について、提出資料に基づき監査する予定であったが、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、現地監査は中止としたが、各学校園に配当されている需用費の執行内容をみたところ、監査した限りにおいて適正に執行されていると認められた。

なお、各学校の教育現場におかれては、様々な課題・問題の対応に苦慮されているところであり、今後も引き続き、教育委員会と連携を図りながら、地域に開かれた信頼される学校園づくりに取り組まれたい。

＜会計課＞

１　業務の概要

会計課は、資金計画及び資金の運用、現金・有価証券の出納及び保管、出納検査資料の作成、決算の調製、指定金融機関等、庁内の備品の記録・管理、金銭会計システムの運用、一部事務組合の会計等に関する事務を担当している。

２　監査の結果及び意見

所管の事務事業のうち、出納事務をはじめその他所管の事務についてみたところ、監査した限りにおいて適正に処理されていると認められた。今後も引き続き、収入及び支出の事務に当たっては、その内容及び関係添付書類等の点検、審査を的確に行い正確かつ迅速

な事務処理に努められたい。

懸案事項及び問題事項における「効率的・計画的な資金運用」については、日銀のマイナス金利政策が継続する中、債券では15年以上の長期債券を購入しなければ、利益を得ることが困難な状況であり、債券満期分は定期預金として運用している。今後は、安全かつ効率的に資金運用を行う必要があり、資金計画に基づき、逐次状況を勘案しながら資金残高の平準化を図っていくとの報告を受けた。引き続き資金計画に基づき安全で確実かつ有利な方法を模索し効率的・計画的な運用に努められたい。

（統括検査官）

1　業務の概要

統括検査官は、西脇市工事検査等に関する規程に基づく工事検査、業務委託の検収、物品の検収、用品調達基金、工事・業務委託・物品の担当部課の指導等に関する事務を担当している。

2　監査の結果及び意見

所管の事務事業である、令和２年11月末現在の検査状況は、工事が33件、業務委託が43件、物品が81件の計 157件の検査が行われていることを確認した。引き続き検査事務の執行に当たっては、計画的な執行に留意しつつ、公正かつ適正な検査と担当部課の指導に努められたい。また、新庁舎・市民交流施設建設工事に伴う工事検査については、効率的かつ適正な検査が行えるよう、建設工事の豊かな経験や専門的技術を有している事業者に、工事検査支援業務として、令和元年度より委託しているとの報告を受けた。

＜議会事務局＞

1　業務の概要

議会事務局は、議会運営全般にわたる事務等を担当している。

2　監査の結果及び意見

所管の事務事業のうち、議長交際費の経理状況、議会広報事業などについてみたところ、監査した限りにおいて適正に執行されていると認められた。

懸案事項又は問題事項については、市民に開かれた議会運営の充実について、進捗状況等の報告を受けた。

⑴　議長交際費について、執行内容の説明と出納簿及び預金通帳等の提示を求めたところ、適正に出納処理が行われていたことを確認した。

⑵　懸案事項である、市民に開かれた議会運営の充実については、議会だよりの発行や議会報告会等を開催しているが、議会や議員

の具体的な活動が、市民に見えない状況にある。令和２年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、「議会報告会」の開催は中止したが、市内８地区の区長会と「新型コロナウイルス感染症対策事業に関する課題懇談会」を開催し、市議会から市長に対し提言書を提出した。今後も、議会報告会や意見交換会、課題懇談会からの課題を政策へ生かせるよう、市民を起点とした審議、議論を行うとの報告を受けた。引き続き市民に開かれた議会運営の充実に向け取り組まれたい。

＜農業委員会事務局＞

１　業務の概要

農業委員会事務局は、農業委員会、農地法に基づく許可申請、農家証明等の発行、農家相談、農業者年金等に関する事務を担当している。

２　監査の結果及び意見

所管の事務事業の執行内容についてみたところ、監査した限りにおいて適正に処理されていると認められた。

懸案事項又は問題事項については、遊休農地対策、次期農業委員会委員等の改選に伴う準備について、進捗状況等の報告を受けた。

⑴　懸案事項である、遊休農地対策については、農業者の高齢化、後継者不足等による離農、規模縮小や農業機械等の設備費の高騰、担い手農家の営農条件不利地の選別など、様々な要因により遊休農地が発生している。令和２年度は、市内を７地区に分け、農業委員と農地利用最適化推進委員と合同で、農地の利用状況調査（農地パトロール）を実施した。その結果、令和２年度に発生した遊休農地は11月末現在84筆69,455平方メートルで、令和元年度同時期に比べ33筆24,558平方メートル増加しており、新規の遊休農地の所有者35件54筆40,676平方メートルに対して、中間管理事業等の活用及び耕作再開等の意向を問う利用意向調査を実施し、農地中間管理機構に貸付の意向があったものについては機構へ情報提供するなど、農地の仲介、担い手の利用集積につなげている。今後も、利用意向調査の回答を踏まえ、農地中間管理機構に情報提供し、また機構及び庁内担当部局と連携を行い、農地中間管理事業等の活用により、担い手への農地利用の集積・集約化を進めるとの報告を受けた。引き続き遊休農地の発生防止、農地の利用促進に向け取り組まれたい。

＜選挙管理委員会事務局＞

１　業務の概要

選挙管理委員会事務局は、公職選挙法に基づく選挙の管理執行等の選挙管理委員会所管の事務を担当している。

2　監査の結果及び意見

本年度は選挙の執行がなかったが、令和３年度は、兵庫県知事選挙、衆議院議員総選挙、西脇市長・市議会議員選挙と３つの選挙が予定されており、大変ではあるが選挙の適正な管理執行に努められたい。また、主権者教育関連事業については、令和２年度は西脇北高校において出前授業が実施されている。今後も引き続き、兵庫県選挙管理委員会と連携し市内３高校への出前授業等を行い若年層の投票率の向上を図られたい。

＜監査・公平委員会事務局＞

1　業務の概要

監査・公平委員会事務局は、監査委員及び公平委員会並びに固定資産評価審査委員会の事務を担当している。

2　監査の結果及び意見

監査委員所管の事務については、令和２年度から西脇市監査基準に基づき、行政監査を包含しつつ、定期監査、決算審査、例月出納検査等の監査業務を行っているほか、公営企業に係る実地たな卸し検査の立会いを実施したところである。

公平委員会所管の事務については、職員の不利益処分に対する審査請求及び勤務条件に関する措置要求に係る審査等が主たる事務であるが、監査時点において係る事案は生じていない。

また、固定資産評価審査委員会の事務については、固定資産課税台帳に登録された価格に関する審査申出に係る審査等が主たる事務であるが、監査時点において係る事案は生じていない。